

産業構造審議会 化学・バイオ部会 地球温暖化防止対策小委員会 フロン回収・破壊ワーキンググループの設置について

1. 設置の背景等

CFC等のオゾン層破壊物質の放出を原因とするオゾン層の破壊は地球環境にとって重大な問題であり、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に基づき、その生産及び消費の規制を着実に実施するとともに代替物質への転換等が進められてきた。

他方、過去に冷媒等として生産されたCFC及びHCFCは市中に多量に存在しており、また代替物質であるHFCは京都議定書の対象となる温室効果ガスであることから、これらフロン類の大気中への排出を抑制するための対策の検討が必要。

更に、本年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画において、温室効果ガスである代替フロン等3ガスの排出削減対策・施策として、「法律に基づく冷媒として機器に充填されたHFCの回収等」が挙げられている。特に業務用冷凍空調機器については、使用冷媒についてHCFCからHFCへの代替が進行している上、廃棄時のフロン回収率が低い水準にとどまっていることから、今後HFCの排出が急増することが見込まれるため、制度面の抜本の見直しを含めた回収率向上対策を講じることとされており、具体的には「業務用冷凍空調機器の冷媒の回収率を2008年度からの5年間平均で60%」という評価指標が設定されている。

このような状況を受け、業務用冷凍空調機器に冷媒として充填されているフロン類の回収率の向上に関する事項等について検討を行うため、産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の下部組織としてフロン回収・破壊ワーキンググループを設置する。

2. 審議事項

- ・業務用冷凍空調機器に使用されている冷媒フロン類の廃棄時の回収率向上について
- ・その他

(参考)

